

一般社団法人 日本介護支援専門員協会

常置委員会・特別委員会・職域部会所管事項

常置委員会

総務・組織・会員委員会

- (1) 定款、定款細則及び各種規程に関する事
- (2) 会員管理に関する事
- (3) 賠償責任保険に関する事
- (4) 表彰に関する事
- (5) 懲戒に関する事
- (6) 苦情及び相談対応に関する事
- (7) 会員組織率の向上・強化に関する事
- (8) ブロック活動に関する事
- (9) 各都道府県支部活動に関する事
- (10) 他の専門委員会の所管に属さない事項に関する事

倫理委員会

- (1) 倫理綱領に関する事
- (2) 会員の倫理違反に関する事

介護保険制度・報酬委員会

- (1) 介護保険制度に関する事
- (2) 介護報酬に関する事

生涯学習委員会

- (1) 介護支援専門員の生涯学習体系への対応に関する事
- (2) 生涯学習体系対応教材の作成に関する事
- (3) 研修会の講師派遣に関する事
- (4) 研修指導者養成に関する事

広報委員会

- (1) 本会の広報に関する事
- (2) 機関誌等の刊行物の発行に関する事
- (3) 刊行物の推薦及び斡旋に関する事

特別委員会

災害対策特別委員会

- (1) 介護支援専門員が関わる災害対策に関する事

国家資格化特別委員会

- (1) 介護支援専門員の国家資格化に関する事

職域部会

居宅介護支援事業所部会

- (1) 居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員に関する事

(2) 居宅介護支援事業所に所属する主任介護支援専門員に関する事

介護保険施設等部会

- (1) 介護老人福祉施設に所属する介護支援専門員に関する事
- (2) 介護老人保健施設に所属する介護支援専門員に関する事
- (3) 介護医療院に所属する介護支援専門員に関する事
- (4) 介護療養型医療施設に所属する介護支援専門員に関する事
- (5) 特定施設入居者生活介護に所属する介護支援専門員に関する事
- (6) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護に所属する介護支援専門員に関する事

地域包括支援センター部会

- (1) 地域包括支援センターに所属する主任介護支援専門員に関する事
- (2) 指定介護予防支援事業所に所属する介護支援専門員に関する事

小規模多機能型居宅介護部会

- (1) 小規模多機能型居宅介護事業所に所属する介護支援専門員に関する事

認知症対応型共同生活介護部会

- (1) 認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）に所属する介護支援専門員に関する事

(改正)

この所管事項の改正は、理事会の決議による。

附 則

- 1 この所管事項は、平成20年9月30日から施行する。
- 2 この所管事項の一部改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この所管事項の一部改正は、平成22年12月3日から施行する。
- 4 この所管事項の一部改正は、平成28年3月18日から施行する。
- 5 この所管事項の一部改正は、平成28年5月20日から施行する。
- 6 この所管事項の一部改正は、令和元年6月23日から施行する。